

# 宜野湾市上下水道局障がい者活躍推進計画

機関名	宜野湾市上下水道局
任命権者	宜野湾市上下水道事業管理者 上下水道局長 島袋 清松
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
宜野湾市上下水道局における障がい者雇用に関する課題	<p>宜野湾市上下水道局においては、職員採用を市長部局が一括して担当しており、その後の人事交流で構成されている。これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、市長部局との人事異動により障がいのある職員の配置を行っており、これまで大きな問題は生じていないところである。</p> <p>職員採用や人事異動については、宜野湾市として一元的に実施している環境であるため、今後も市長部局と連携して体制整備や各種取組を行う必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	○在籍する雇用障がい者数は法定雇用率を維持するように努める。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報の際に、定着状況を把握、進捗管理する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p> <p>○障がいに関する資料掲示や配布を通じて、理解促進・啓発につなげる。</p> <p>○各任命権者の人事担当課長及び障がいを有する職員等で構成される「障がい者雇用推進チーム」会議に出席し、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検等を議題とし、職場環境の整備について機関全体で積極的に取り組む体制を整える。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○配置において、障がい者本人の希望を可能な限り尊重し、本人に合った業務の割振りや職場配置を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価面談等を活用し、定期的に必要な配慮等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障がいに関する理解促進や啓発のため、沖縄労働局等が実施する研修の参加促進や資料掲示等を通じて職員の周知理解を促すとともに、当事者の意見を反映した取組を目指す。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への優先的発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※「害」の表記については、法令等にある表記や固有名詞等で漢字表記が使用されている場合を除き、ひらがなを用いています。